

空き家バンク制度

住まい

市内の貸したい、売りたい空き家に関する物件情報は、移住定住ポータルサイト「いばらぐらし」をご覧ください。

いばらぐらし

検索

いばらぐらし住宅新築補助金

住まい

市内に住宅を新築する者に対し、住宅新築に要する経費の一部を補助

【対象者】

- ・本市に5年以上定住する意志のある者
- ・H30.4.1～H33.3.31までに住宅新築に係る工事契約し、H34.3.31までに市内に新築、入居する者

【補助金額】

対象経費の1/10 上限100万円

※市外の建築業者等が施工した場合は上限50万円。

いばらぐらし中古住宅活用補助金

住まい

空き家バンクに登録のある空き家を購入・賃借して移住する者に対し経費の一部等を補助

【交付要件】

- ・井原市に移住する者で、空き家入居日以前3年間市内に居住していない者又は転入日から1年を経過しない者
- ・空き家入居日より購入者は5年以上、賃借者は1年以上当該空き家に引き続き居住する者
- ・空き家の所有者と購入者又は賃借者が2親等以内の親族でないこと 他

【購入の場合】

空き家購入費用の**1/5 上限100万円**

【賃借の場合】

月額賃借料の**1/2以内**で、1か月あたりの限度額を2万円とし、**12か月分(上限24万円)**

【改修の場合】

改修費用の**1/2 上限100万円**

【家財整理の場合】

売買又は賃貸契約成立日以前に、業者に委託して空き家の家財整理費用の**2/3 上限30万円**

住宅リフォーム補助金

住まい

住宅の改修等を行った場合、経費の一部を補助。

【対象者】

市内に住民登録があること、又は補助対象工事完了までに井原市に住民登録を有することができる人

【対象住宅】

- ・補助対象者が所有し、その住宅に居住していること
- ・補助を受ける年度の1月1日現在、市内に住宅があること

【対象経費】

改修、修繕・模様替え、設備改善などの工事費（市内建築業者などが主たる施工業者（市内事業者の施工割合が50%以上）で、50万円以上）

【補助金額】

対象経費の1/10 上限20万円

四季が丘団地助成金

住まい

四季が丘団地の分譲地を購入し、住宅を建設または建設された住宅等を購入した者に対し助成金を交付

【対象者】

- ・分譲地の所有権を取得してから1年以内に住宅工事に着工し、1年以内に完成させることができる者
- ・販売を目的として業者が建設した住宅を購入した者

【助成額】

- ①住宅等取得資金利子助成金：借入金(上限3,000万円)に対する利息(上限2%)を3年間(36か月) 補給
- ②固定資産税相当額助成金：固定資産税相当額を3年間助成(土地、建物)
- ③上水道加入負担金助成金：上水道加入負担金相当額(129,600円)を助成
- ④CATV加入等助成金：CATV新設工事等の基本料金(1台)を助成
- ⑤新エネルギーシステム導入助成金：太陽光発電1kw当たり10万円を助成。上限50万円(新築時のみ対象)
- ⑥引越費用助成金：引越費用として、1区画につき5万円を助成
- ⑦公共下水道受益者負担金：公共下水道受益者負担金1㎡当たり500円を、井原市土地開発公社から助成

いばらぐらしお試し住宅

住まい

井原市への移住検討者に井原市での生活を体験していただくため、3つのお試し住宅を整備。

- ①井原お試し住宅（井原市七日市町215）
利用可能期間：1泊2日～13泊14日
- ②芳井お試し住宅（井原市芳井町花滝3877-2）
利用可能期間：1泊2日～89泊90日
- ③井原お試し住宅（井原市美星町三山366-1）
利用可能期間：1泊2日～89泊90日

使用料：①②③いずれも **1,000円/1日**
(生活に必要な備品あり。)

いばらぐらしスマイルプラス補助金

住まい

四季が丘団地、さくら団地の分譲地の購入や、いばらぐらし住宅新築補助金・中古住宅活用補助金（購入費）を申請された方に対し、次の要件ごとに補助上限額を**10万円プラス**します。

- 【要件】①若者者世帯（夫婦双方が40歳未満）
②子育て世帯（子供1人につき）
③移住者 ※空き家購入費への加算は除く

結婚新生活支援事業補助金

住まい

婚姻により新生活を始めるための引っ越し費用や家賃等の費用について、**上限30万円**を補助

- 【要件】①新婚世帯の所得が340万円未満
②夫婦双方の年齢が34歳以下

子ども医療費が無料

子育て

中学校3年生修了時までの間、保険診療による自己負担金を**無料化**

保育園保育料基準額の低減

子育て

保育料を、国が定める基準額から**約3割低減**

保育園・幼稚園保育料の軽減

子育て

小学校就学前の園児のうち、2人目以降の保育料を**無償化**

岡山県井原市 移住と定住のための支援制度

井原駅前通り賑わい創出事業補助金 起業

井原市の玄関口である井原駅前の賑わい創出や魅力の向上を図るため、井原駅前通り線に店舗等を新規に出店する者を支援します。

【対象者】
井原駅前通り及び井原駅前広場に面する土地に、小売業、宿泊業、飲食サービス業を営む店舗を新たに設置し、3年以上継続して営業する者。ただし、現在営業している店舗の増改築による業務拡大は該当しない。

【対象経費】
土地取得費、店舗新設又は改装に係る設計費及び工事費、店舗と一体的な設備の取得経費（合計100万円以上）

【補助金額】
対象経費の1/2以内 上限3,000万円
補助金交付は、1対象者及び1対象店舗につき1回限り

創業支援補助金 起業

市内での創業者を支援し、市内産業の振興、雇用の促進及び定住促進を図る

【対象者】
個人事業者にあつては市内に住所を有する者又は居住を予定している者、法人にあつては所在地がある者で、市内に創業のための事業所を設置し、市税の滞納がない者。ただし、国・県等から創業に関わる補助金の交付を受ける場合は対象外

【対象となる業種】
製造、卸売、小売、写真、宿泊、飲食サービス、洗濯、理容、美容業

【対象経費】
①事業所開設に要する土地及び建物の取得費等、機械装置及び設備の導入に係る費用、車両、工具、備品にかかる経費、その他事業所開設に必要な経費とし、その合計額が50万円以上

②市場調査や販売促進等経営の安定に向けて行う経費

【補助金額】
①**対象経費の2分の1以内 上限200万円**
②**対象経費の2分の1以内 上限30万円**

店舗改装補助金 起業

活力と魅力ある店舗による集客及び売り上げの増加を図るため、店舗を改装して商業活動を行う者を支援します。

【対象者】
井原商工会議所又は備中西商工会の会員で、卸売業、小売業、写真業、宿泊業、飲食サービス業、洗濯業、理容業、美容業を営む者で、改装後3年以上継続して営業する者（賃貸も対象）

【対象経費】
店舗改装に係る設計費及び工事費、店舗と一体的な設備の取得経費（合計100万円以上）

【補助金額】
対象経費の1/2以内 上限100万円
補助金交付は、一対象店舗につき1回限り

井原市農林業就農奨励金 就農

新たに市内で農業に従事した人に奨励金**5万円を支給**します。

- ア. 将来にわたり専業（年間従事日数が概ね250日以上）として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。
- イ. 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。
- ウ. 過去に就業奨励金（岡山県就農奨励金を含む。）の支給を受けたことがないこと。
- エ. 井原市内に住所を有していること。
- ※その他、詳細な支給要件があります。

ぶどう栽培短期体験研修 就農

ぶどう栽培で、市内での就農に意欲を持たれる方に、現地見学や農業体験を実施しています。

体験期間：5月中旬～10月中旬
（見学のみは年間）
体験日数：1日～5日（日帰り）
活動費：無料
（ただし、食事、宿泊、作業服等は自己負担）

新規就農研修事業 就農

（井原市ではぶどう農家研修のみ実施）
経験や農家への縁故などがない方のために、実際の農業を体験する研修から、自営就農に向けた実践的な研修、独立後のフォローまでをトータルに支援しています。

【農業体験研修】
農業や農村生活等への適性を確認することを目的に、先進農家で1か月の農作業や農家生活を体験するための研修。

研修費：10万円（研修修了後に支給）
【農業実務研修】
農業体験研修を修了し、本格的な農業に取り組みたい方に対する2年以内の研修。農業技術や経営技術の習得、地域との信頼関係づくりなどを通し、独立に向けての実践的なトレーニングを行います。

研修費：180万円/年
基本の150万円に30万円を井原市とJAで上乗せ支給します

井原市 移住・定住
支援ポータルサイト
「いばらぐらし」へ！



制度の詳細は井原市役所ホームページをご覧ください。

岡山県 井原市役所
未来創造部 いばらぐらし推進課
〒715-0014
岡山県井原市七日市町10番地
井原市地場産業振興センター2階

TEL: 0866-62-9521
FAX: 0866-62-8853

E-mail: ibaragurashi@city.ibara.lg.jp

